

## 外国人材日本語習得支援補助金 よくある質問と回答

### 【補助対象事業者、申請関係】

(Q1)

- ・どのような日本語習得が対象となりますか。

(A1)

- ・職業生活及び技能検定試験に必要な日本語レベルが対象となります。(日本語教育の参照枠A2レベル程度以上の日本語習得を対象)
- ・日常生活におけるコミュニケーション(日常会話)レベルの日本語及び、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」第10条第2項第7号に定める入国後講習は対象となりません。

(Q2)

- ・中小企業等で雇用していれば、どのような外国人材でも補助対象となりますか。

(A2)

- ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第2条において定義する「技能実習生」が対象となります。
- ・本補助金申請時点において、事業者が、労働関係法令及び出入国関係法令上適法に当該「技能実習生」を雇用していることが対象要件となります。

(Q3)

- ・監理団体や登録支援機関は対象となりますか。

(A3)

- ・なりません。

技能実習生を雇用する企業等を補助対象としています。なお、監理団体や登録支援機関が実施する日本語教室等に技能実習生を参加させる企業等は補助対象となりません。

(Q4)

- ・一つの法人が複数の事業所を運営している場合、事業所ごとに申請可能ですか。

(A4)

- ・可能です。

(Q5)

- ・申請期間内であれば、複数回申請することは可能ですか。

(A5)

- ・可能です。  
ただし、1事業所当たりの補助上限額は15万円となります。

(Q6)

- ・交付決定は先着順ですか。

(A6)

- ・受理した申請書類から順番に審査の上、適正と認められた事業から先着して交付決定を行います。予算に到達次第、本補助金の募集を締め切ります。

**【補助金の交付、対象経費】**

(Q7)

- ・申請事業者の社員が日本語教育を行う場合、それに係る人件費は対象となりますか。

(A7)

- ・なりません。

(Q8)

- ・書店などで購入した教科書代や教材費は対象となりますか。

(A8)

- ・なりません。

(Q9)

- ・日本語試験や技能検定試験、その他の日本語資格取得に係る受験料・受検料は対象となりますか。

(A9)

- ・なりません。

(Q10)

・ 翻訳機や電子辞書、オンライン受講用のパソコン・タブレットなどの機器を購入・リースする経費は対象となりますか。

(A10)

・ なりません。

(Q11)

・ 本補助金の申請時点において、雇用しておらず、雇用予定である「技能実習生」への日本語教育は対象となりますか。

(A11)

・ なりません。申請時点で、雇用されている必要があります。申請書の添付資料として、外国人材を雇用していることが確認できる書類（雇用契約書等）が必要となります。

(Q12)

・ オンラインでの受講は対象となりますか。

(A12)

・ なります。ただし、日本語教育の提供事業者等がオンラインでの受講も可能としている場合に限りです。

(Q13)

・ eラーニング等の自己学習は対象となりますか。

(A13)

・ なりません。

(Q14)

・ 交付決定後、都合等により日本語教育の受講ができなくなった場合について、当該受講料に係るキャンセル料金は、補助されますか。

(A14)

・ 対象経費とはなりません。

なお、事業を中止する場合は、「(様式第2号)外国人材日本語習得支援事業計画廃止承認申請書」により、速やかに報告してください。

(Q15)

- ・ 交付決定前に、事業を着手することは可能ですか。

(A15)

- ・ できません。交付決定前に契約・支払いをした経費については対象経費として認めることができませんので、ご注意ください。

(Q16)

- ・ 日本語教育の参照枠 A 2 レベル相当とは何か。

(A16)

- ・ 文化庁ホームページ『「日本語教育の参照枠」報告について』をご参照ください。

[文化庁HP]

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/93463101.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93463101.html)

#### 【補助金の支払い関係】

(Q17)

- ・ 概算払いは可能ですか。

(A17)

- ・ できません。

事業完了後の精算払いとなりますので、交付要綱第 10 条に基づき、補助金の請求を行ってください。